

## 第79号議案

### 府中市個人情報の保護に関する法律施行条例

上記の議案を提出する。

令和4年11月28日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の施行に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

## 府中市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(個人情報を取り扱う事務の届出等)

第3条 実施機関は、継続して行う個人情報を取り扱う事務について、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、法第75条第1項の規定により個人情報ファイル簿を作成し、公表する事務については、この項本文の規定による届出を省略することができる。

(1) 個人情報を取り扱う事務の名称

(2) 個人情報の利用の目的

(3) 個人情報の内容

(4) 個人情報の対象者

(5) 個人情報の管理責任者

(6) 前各号に掲げるもののほか、府中市規則で定める事項

2 前項本文の規定による届出は、実施機関の職員又は職員であった者に係る事務については適用しない。

3 実施機関は、第1項本文の規定により届け出た事項を変更し、又は同項本文の規定による届出に係る事務を廃止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は、第1項本文又は前項の規定による届出に係る事項について、帳簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

(不開示情報)

第4条 法第78条第2項に規定する不開示とする必要があるものとして条例で定めるものは、府中市情報公開条例（平成12年9月府中市条例第27号）第7条第7号に掲げる情報とする。

（開示請求に係る手数料等）

第5条 法第89条第2項の規定による開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により保有個人情報記録されている文書、図画又は電磁的記録の写しの交付を受ける者は、府中市規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

（審査会の調査権限）

第6条 府中市行政不服審査会（府中市行政不服審査会条例（平成27年12月府中市条例第29号）第6条第1項の規定により設置する部会に審議させる場合にあっては部会。以下同じ。）（以下「審査会」という。）は、必要があると認めるときは、審査会に諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、当該諮問に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項前段の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、第1項の諮問に係る保有個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

（審議会への諮問）

第7条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、府中市情報公開条例第34条第1項に規定する府中市情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 前号に規定する場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(運用状況の公表)

第8条 市長は、毎年1回以上、各実施機関の個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、府中市規則又は実施機関(市長を除く。)の規則その他の規程で定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(府中市個人情報の保護に関する条例の廃止)

第2条 府中市個人情報の保護に関する条例(平成15年6月府中市条例第8号)は、廃止する。

(府中市個人情報の保護に関する条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 この条例の施行の日前に、前条の規定による廃止前の府中市個人情報の保護に関する条例(以下「旧条例」という。)第16条第1項、第20条第1項、第21条第1項又は第22条第1項の規定による請求があった場合における旧条例第2条第2号に規定する個人情報の開示、訂正、削除又は中止については、なお従前の例による。

第4条 この条例の施行の日前にされた旧条例第25条第1項に規定する開示決定等に係る審査請求については、なお従前の例による。

第5条 この条例の施行の日前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(府中市情報公開条例の一部改正)

第6条 府中市情報公開条例の一部を次のように改正する。

第28条第1項中「次の各号に掲げる場合において、公文書の開示の申出」を「第5条各号に掲げるもの以外のものからの公文書の開示の申出があった場合において、当該申出」に改め、同項各号を削る。